

意見書

平成 21 年 9 月 7 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 140-0002

住所 とうきょうとしながわくひがししながわ  
東京都品川区東品川4-12-3  
しながわしーこきいどらくてんたわー  
品川シーサイド楽天タワー

名称 らくてんかぶしきがいしゃ  
楽天株式会社

代表者 だいいひょうとりしまりやくかいちとうけんしやちとう 代表取締役会長兼社長 みきたに ひろし 三木谷 浩史

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 21 年 8 月 6 日付け情通審第 57 号で広告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 意見

| 章                         |                       | 具体的内容                         |   |
|---------------------------|-----------------------|-------------------------------|---|
| 第1章 はじめに                  | 1. 接続制度について           |                               | — |
|                           | 2. 電気通信市場における環境変化     |                               | — |
|                           | 3. 今回の検討事項            |                               | — |
| 第2章 モバイル市場の公正環境の整備        | 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証   | (1)規制根拠・規制内容                  | — |
|                           |                       | (2)アンバンドルや標準的接続箇所             | — |
|                           |                       | (3)接続料算定の考え方                  | — |
|                           |                       | (4)接続料算定と規制会計の関係              | — |
|                           |                       | (5)その他                        | — |
|                           | 2. モバイルネットワークインフラの利活用 | (1)鉄塔等の設備教養ルール                | — |
|                           |                       | (2)ローミングの制度化                  | — |
| 第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備 | 1. FTTxサービス           | (1)FTTH サービスの屋内配線             | — |
|                           |                       | (2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTR サービス) | — |
|                           | 2. DSL サービス           | (1)電話重畳型 DSL サービスの事業者名申込み     | — |
|                           |                       | (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)           | — |

|   |                       |                                     |  |
|---|-----------------------|-------------------------------------|--|
|   | 3. 固定ネットワークインフラの利活用   | (1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間での WDM 装置の設置 | —  |
|   |                       | (2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示             | —  |
| 第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 | 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化 | (1) 移動網の通信プラットフォーム機能                |  |
|   |                       | (2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能           | <p>(意見)</p> <p>NGNの機能の内容がいまだに明らかでない部分もあるため、明確にした上で、改めてアンバンドルのあり方を含め、公正競争環境整備を検討していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>①通信プラットフォーム機能の範囲には、コンテンツレイヤーにおける認証・課金・決済サービス、ポータルサービス、サイバーモール、検索サービス、OSその他のネットワークと連携する端末上のソフトウェア機能、されにはこれらを複合的に提供するサービス等、プラットフォーム的機能も含んだ概念なのかどうかは明確ではなく、NGNの機能におけるアンバンドルのあり方その他公正競争環境整備のあり方に関する当否の判断が困難です。</p> <p>②そのような状況では、NGN導入によりNTTの市場支配力の強化が行われるおそれや、NGNの構造によっては事業者の自由な事業展開を妨げたり、利用者のサービスの選択肢を減少させるおそれ等の懸念がありますので、NGN による通信プラットフォーム機能の外延を明確にすべきです。</p> |

|                    |               |                               |  |
|--------------------|---------------|-------------------------------|--|
|                    | 2. 紛争処理機能の強化等 | (1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化    | <p>(意見)</p> <p>紛争処理委員会の対象をコンテンツプロバイダ等に拡大するとしても、コンテンツプロバイダが予期しない対応やコストを課すことにより、紛争処理するという初期の目的達成が困難になることがないように、制度設計を検討するにあたっては、十分留意する必要がある。</p> <p>(理由)</p> <p>①そもそも、紛争処理委員会の機能を拡大することについて、従来の機能と同じなのか否かすら明確になっておらず、現時点で当否を判断することが困難であり、コンテンツプロバイダが予期しない対応やコストが求められるような制度になるかどうか判断することができません。</p> <p>②仮に、機能を拡大するとしても、コンテンツプロバイダ等が関わる紛争処理については、コンテンツ事業等の振興の観点からの配慮など多角的な視点での議論が必要です。</p> <p>③特に、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の紛争処理機能については、電気通信事業紛争処理委員会以外での解決の余地も残すべきと考えます。</p> |
|                    |               | (2)その他の電気通信事業法上検討すべき課題        | —  |
| 第5章 固定通信と移動通信の融合時代 | 1. 接続料算定上の課題  | (1)指定事業者と日指定事業者の接続料水準差(逆ザヤ問題) | —  |

|                |                                 |   |
|----------------|---------------------------------|---|
| 等における接続ルールのあり方 | (2)ビル&キープ方式                     | — |
|                | (3)NGN における GC 接続機能の類似機能アンバンドル  | — |
|                | (4)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し    | — |
|                | 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 | — |

以上